

令和 5 年 9 月 28 日 (木)

(仮称) 阪南市子どもの権利に関する条例検討委員会

【第 1 章】「総 則」

- ① 条例制定の目的
- ② 定 義

【第 2 章】「子どもの権利」

子どもの権利（4つの柱）

- ① 生きる権利
- ② 育つ権利
- ③ 守られる権利
- ④ 参加する権利

【第 3 章】「子どもの権利の保障」

- ① 子どもの役割
- ② おとなの役割
- ③ 保護者の役割
- ④ 学校園等の役割
- ⑤ 地域社会の役割
- ⑥ 市の役割

【第 4 章】「子どもに関わる施策の推進」

- ① 子ども・子育て当事者等の意見の反映
- ② 子育て家庭への支援
- ③ 子どもの安全・安心を守る取組
- ④ 相談支援体制の充実
- ⑤ 障がい児等、多様な子どもたちへの対応
- ⑥ 子どもの貧困対策
- ⑦ 虐待等からの救済
- ⑧ 関係諸機関との連携
- ⑨ 周知・啓発

令和 5 年 9 月 28 日 (木)

(仮称) 阪南市子どもの権利に関する条例検討委員会

## 第 1 章 総 則

### ① 条例制定の目的

子どもが保護者や地域社会等の支えを受けながら自立した個人として尊重される主体であることをおとなは認識しなければなりません。また、全ての子どもは、相互に人格と個性を認め合い、安全・安心に暮らすことができるとともに、全ての子どもが健やかに成長し、生きることの喜びを感じられる社会を確立していく必要があります。

子どもたちを取り巻く環境が、複雑多様化するなか、子どもからおとなまで全ての市民が全ての子どもに権利があることを学び、権利の主体は子どもたちであり、子どもの最善の利益を追求するという「児童の権利に関する条約」の趣旨をふまえ、子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」が遵守され、自分らしく幸せに生きられることをめざします。

さらに、子どもの「参加する権利」を尊重し、子どもが、年齢や発達段階に応じて主体的に参画できる「共創」によるまちづくりの実現のため、子どもに関わる様々な主体が、子どもの力を知り、子どもを信じ、子育てを支えるための理念、果たすべき役割等を示すため、「(仮称) 阪南市子どもの権利に関する条例」を制定します。

### ② 定 義

- 「子ども」とは、おおむね 18 歳未満の者
- 「おとな」とは、おおむね 18 歳以上の者
- 「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者
- 「市民等」とは、阪南市に在住、在学、在職する者、並びに阪南市内において事業を営む者など、阪南市に関わりのある者
- 「地域社会」とは、子どもが生活する場所、自宅や学校がある近隣、公園、近所の飲食店などの生活に必要な施設等及び、そこで暮らす人たちとの交流やつながりのあるところ
- 「学校園等」とは、阪南市にある学校教育法、児童福祉法等に規定する学校、幼稚園、保育所その他子どもが育ち、学び、遊び、活動するために利用する施設、またその団体やその関係者

## 第 2 章 子どもの権利

### ① 生きる権利

- ・いのちが守られ、自分らしく生きることができます。
- ・心や体に障がいがあっても、十分な生活を送る権利を持っています。
- ・おとなと同様、権利の主体として尊重され、権利が守られます。

### ② 育つ権利

- ・保護者などから発達にあった適切な支援を受け、心身ともに健やかに育てられ、育つ

令和5年9月28日(木)

(仮称) 阪南市子どもの権利に関する条例検討委員会

権利があります。

- ・休んだり遊んだりすることができるとともに、教育を受け、自分の心や体の持つ力を伸ばすことができます。

### ③守られる権利

- ・虐待やあらゆる暴力、ひどい扱いから守られます。
- ・多様な生き方が認められ、誰からも幸せを奪われない権利を持っています。
- ・知られたくないことを秘密にでき、また自分の信用や評判を傷つけられません。

### ④参加する権利

- ・自分の意見や考えを色々な方法で自由に表したり、伝えたりすることができます。
- ・仲間とともにグループを作り、集まり、活動することができます。
- ・スポーツ・文化・芸術活動に参加することができます。

## 第3章 子どもの権利の保障

### ①子どもの役割

- ・子どもは、自分たちにある権利について学び、知ること。
- ・自分と同じように他の子どもにも権利があることを知り、自分の権利と同様に他の子どもの権利も大切にすること。

### ②おとなの役割

- ・おとなは、子どもの権利について理解し、子どもが、権利の主体として尊重されるものであることを認識すること。
- ・子どもが安全で安心して暮らし、成長できるよう温かく見守り、相互に相談・協力し合うこと。
- ・子どもが、社会の決まりを守り、他者の権利を尊重し、自分と同様他者を大切にすることを育めるよう見本となり、また、支援すること。
- ・子どもが、様々な経験を積み重ね、社会的に自立していく主体性を育むこと。
- ・子どもが、自分らしく生きられるよう多様な価値観を認め合える社会を築くこと。

### ③保護者の役割

- ・保護者は、子どもの健やかな成長に関し第一義的な責任があると認識し、子どもが安全で安心して成長できるよう環境を整え、養育すること。
- ・困ったときは一人で不安等を抱え込まず、周囲に必要な相談や協力を求めることができることを知ること。

### ④学校園等の役割

- ・学校園等は、学校園等が子どもの健やかな成長にとって重要な役割を果たす場所であることを認識し、集団生活やその活動などを通じ、必要な社会性や学力、主体的に考

令和 5 年 9 月 28 日 (木)

(仮称) 阪南市子どもの権利に関する条例検討委員会

え、行動することなどのゆたかに生きる力を身につけられるよう支援すること。

⑤地域社会の役割

- ・地域は、子どもの豊かな人間性及び社会性を育み、また、家庭における子育てを補完する場所であることを認識し、地域の中で子どもが健やかに育つ環境をつくり、地域社会の一員として温かく見守るよう努めること。

⑥市の役割

- ・市は、上記の様々な主体が、子どもの権利を保障し、子どもの最善の利益のためにそれぞれの役割を果たすことができるよう、本条例に基づいて市の各施策を策定、実施すること。

## 第 4 章 子どもに関わる施策の推進

①子ども・子育て当事者等の意見の反映

- ・市、保護者、学校園等及び地域社会は、子どもや子育てに係る施策について、子どもの最善の利益につながるよう、子ども・子育て当事者等の意見を聞き取る機会の充実を図ります。

②子育て家庭への支援

- ・市、学校園等及び地域社会は、保護者が安心して子育てをすることができるよう、その家庭の状況に応じ必要な支援を行います。

③子どもの安全・安心を守る取組

- ・市、保護者、学校園等及び地域社会は、全ての子どもの養育環境等全般について継続的に実態把握に努め、一人ひとりの子どもが抱える課題が深刻化することのないよう支援の充実を図ります。

④相談支援体制の充実

- ・市、保護者、学校園等及び地域社会は、子どもが、自分の成長の段階、置かれた環境等に応じた問題や悩みについて相談できる場を設定し、プライバシーを保護し、適切に支援できるよう相談支援体制の充実を図ります。

⑤障がい児等多様な子どもたちへの対応

- ・市及び学校園等は、どのような発達、思想、表現を持っていても権利を保障し、また、権利が保障されることを周知・啓発します。
- ・市及び学校園等は、孤立を予防するため、仲間と出会うことができる場やマイノリティの子どもたちを支援するネットワーク等について広く周知します。

⑥子どもの貧困対策

- ・市は、事業所や関係諸機関、学校等と緊密に連携し、貧困の状況にある子どもについ

令和5年9月28日(木)

(仮称) 阪南市子どもの権利に関する条例検討委員会

て把握し、生活に関する支援を行う等必要な施策を講じます。

⑦虐待等からの救済

- ・市、保護者、学校園等及び地域社会は、関係機関と連携し、子どもの虐待、いじめ等の予防及び早期発見・早期支援に取り組みます。

⑧関係諸機関との連携

- ・市、保護者、学校園等及び地域社会は、子どもに関わる事柄について、必要に応じて関係機関との連携を図り、協働します。

⑨周知・啓発

- ・市及び学校園等は、この条例についての市民の関心や理解を深めるため、必要な広報及び啓発を行います。

○阪南市子どもの権利に関する条例（一次案）

令和6年 月 日

条例第 号

目次

前文

「前文」…記載の有無、内容等について検討委員会にて協議していただきます。

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 子どもの権利（第3条—第7条）

第3章 子どもの権利の保障（第8条—第13条）

第4章 子どもに関わる施策の推進（第14条—第22条）

第5章 雑則（第23条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）の理念に基づき、子どもに関わる様々な主体が、子どもの力を知り、子どもを信じ、子育てを支えるための理念、果たすべき役割等を意識し、子どもの権利を保障するとともに、子どもが、年齢や発達段階に応じて主体的に参画できる「共創」によるまちづくりを進めることを目的とします。

（定義）

第2条 この条例における、以下にある用語の意味は、次のとおりとします。

- (1) 子ども おおむね18歳未満の人をいいます。
- (2) おとな おおむね18歳以上の人をいいます。
- (3) 保護者 親又は親に代わって子どもを養育する人をいいます。
- (4) 市民等 阪南市に住んでいる、阪南市の学校に通っている又は阪南市の会社等で働いている人、並びに阪南市内において事業を営む人など、阪南市に関わりのある人をいいます。

(5) 学校園等 阪南市にある学校、幼稚園、保育所その他子どもが育ち、学び、遊び、活動するために利用する施設、またその団体やその関係者をいいます。

(6) 地域社会 子どもが生活する場所、自宅や学校があるところ、公園、近所の飲食店などの生活に必要な施設等及び、そこで暮らす人たちとの交流やつながりのあるところをいいます。

## 第2章 子どもの権利

(子どもの権利の4つの柱)

第3条 この章に規定する権利は、子どもが一人の人間として生まれながらに持っている特に大切な権利として保障されます。

(生きる権利)

第4条 子どもが、安全に安心して生きるため、次のことを権利として保障します。

- (1) いのち、心や体が大切にされ、自分らしく生きること。
- (2) 心や体に障がいがあっても、個性や誇りが傷つけられず生活を送ること。
- (3) おとなと同様、権利を持つ一人の人として尊重され、その権利が守られること。

(育つ権利)

第5条 子どもが、のびのびと豊かに育つため、次のことを権利として保障します。

- (1) 保護者などから自分の成長にあった適切な支援を受け、心も体も健やかに育てられ、育つこと。
- (2) 自由に遊んだり、辛い時には休んだりすることができるとともに、自然、文化、芸術、スポーツに親しむことができること。
- (3) 必要な教育を受け、自分の心や体の持つ力を伸ばすこと。

(守られる権利)

第6条 子どもが、自らの心と体を守り、また、守られるために、次のことを

権利として保障します。

- (1) 虐待やいじめ、あらゆる暴力等、権利が侵害されるどんな扱いからも守られること。
- (2) 多様な生き方が認められ、誰からも幸せを奪われないでいること。
- (3) 知られたくないことを秘密にでき、また自分の信用や評判を傷つけられないこと。

(参加する権利)

第7条 子どもは、自分たちにかかわることについて考えたことを伝え、参加するために、次のことを権利として保障します。

- (1) 自分の意見や考えを色々な方法で自由に表したり、伝えたりすること。
- (2) 仲間とともにグループを作り、集まり、活動すること。
- (3) 年齢や発達段階に応じて社会に参画し、意見が活かされる機会があること。

### 第3章 子どもの権利の保障

(子どもの役割)

第8条 子どもは、子ども自身の役割として、次のことに努めます。

- (1) 自分たちにある権利について学び、知ること。
- (2) 自分と同じように他の人の権利も大切にすること。
- (3) 互いの考えや個性を大切にし、多様な意見や考えを認めること。
- (4) 思いやりを持って行動し、だれも傷つけないよう、互いに許し合える関係を築くこと。
- (5) 自分の考えや意見を積極的に表現すること。

(おとなの役割)

第9条 おとなは、子どもを育む社会全体の一員として、次のことに努めます。

- (1) 子どもの権利について理解し、子どもが、権利の主体として尊重されるものであることを認識すること。
- (2) 子どもが安全で安心して暮らし、成長できるよう温かく見守り、相互に相談・協力し合うこと。

- (3) 子どもが社会の決まりを守り、他者の権利を尊重し、自分と同様他者を大切にすることを育めるよう見本となり、また、支援すること。
- (4) 子どもが様々な経験を積み重ね、社会的に自立していく主体性を育むこと。
- (5) 子どもが自分らしく生きられるよう、多様な価値観を認め合える社会を築くこと。

(保護者の役割)

第10条 保護者は、子どもの養育と発達に大きな責任を負うものとして、次のことに努めます。

- (1) 子どもの健やかな成長において、大きな責任を認識し、子どもが安全で安心して成長できるよう環境を整え、養育すること。
- (2) 子どもが自分の気持ちや考えを話す際には、最後まで聴き取り、受け止め、話し合うこと。
- (3) 子どもの個性や考えを認め、子どもの育つ力を信じ、励ますこと。
- (4) 困ったときは一人で不安等を抱え込まず、周囲に必要な相談や協力を求めること。

(学校園等の役割)

第11条 学校園等は、子どもの教育・保育等に関わるものとして、次のことに努めます。

- (1) 子どもが安心して過ごせる居場所となること。
- (2) 集団生活や学習活動等を通じ、必要な社会性や学力、主体的に考え行動することなどのゆたかに生きる力を身につけられるよう支援すること。
- (3) 子どもが主体的に話し合う機会を設けること。
- (4) 子どもにとって拭えない傷となる虐待、いじめ、体罰等の防止、早期発見、解決に向け、関係機関と連携し、取り組むこと。

(地域社会の役割)

第12条 地域社会は、家庭における子育てを補完する場所であるところとして、次のことに努めます。

- (1) 地域の中で子どもが健やかに成長できるよう、安全で安心な地域環境をつくること。
- (2) 子どもの気持ちや考えを大切にし、あいさつを交わす等、温かく見守ること。
- (3) 子どもが地域とのつながりを感じ、郷土愛を育めるよう、多様な世代が関わる催し等では、協働にて取り組むこと。

(市の役割)

第13条 市は、子どもの権利を保障し、子どもの最善の利益のために、次のことに努めます。

- (1) 前5条に掲げる主体が、それぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うこと。
- (2) 子どもに関わる施策を効果的に実施できるよう、保護者、学校園等、地域社会の連携を促進すること。
- (3) 子どもに関わる施策を総合的かつ計画的に実施できるよう、調整すること。

#### 第4章 子どもに関わる施策の推進

(子ども・子育て当事者等の意見の反映)

第14条 市、保護者、学校園等及び地域社会は、子どもや子育てに係る施策について、子どもの最善の利益につながるよう、子ども・子育て当事者等の意見を聞き取る機会の充実を図ります。

(子育て家庭への支援)

第15条 市、学校園等及び地域社会は、保護者が安心して子育てをすることができるよう、その家庭の状況に応じ必要な支援を行います。

(子どもの安全・安心を守る取組)

第16条 市、保護者、学校園等及び地域社会は、全ての子どもの養育環境等全般について継続的に実態把握に努め、一人ひとりの子どもが抱える課題が深刻化することのないよう支援の充実を図ります。

(相談支援体制の充実)

第17条 市、保護者、学校園等及び地域社会は、子どもが、自分の成長の段階、置かれた環境等に応じた問題や悩みについて相談できる場を設定し、プライバシーを保護し、適切に支援できるよう相談支援体制の充実を図ります。

(障がい児等多様な子どもたちへの対応)

第18条 市及び学校園等は、どのような発達、思想、表現を持っていても権利を保障し、また、権利が保障されることを周知・啓発するとともに、孤立を予防するため、仲間と出会うことができる場やマイノリティの子どもたちを支援するネットワーク等について広く周知します。

(子どもの貧困対策)

第19条 市は、学校園等や関係機関と緊密に連携し、貧困の状況にある子どもについて把握し、生活に関する支援を行う等必要な施策を講じます。

(虐待等からの救済)

第20条 市、保護者、学校園等及び地域社会は、関係機関と連携し、子どもへの虐待、いじめ等の予防及び早期発見・早期支援に取り組みます。

(関係諸機関との連携)

第21条 市、保護者、学校園等及び地域社会は、子どもに関わる事柄について、必要に応じて関係機関との連携を図り、協働にて実施します。

(周知・啓発)

第22条 市及び学校園等は、この条例についての市民の関心や理解を深めるため、必要な広報及び啓発を行います。

## 第6章 雑則

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、令和6年 年 日から施行する。

## ○ 阪南市子どもの権利に関する条例

令和6年 月 日  
 条例第 号

## 目次

## 前文

「前文」…記載の有無、内容等について検討委員会にて協議していただきます。

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 子どもの権利（第3条—第7条）

第3章 子どもの権利の保障（第8条—第13条）

第4章 子どもに関わる施策の推進（第14条—第22条）

第5章 雑則（第23条）

## 附則

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）の理念に基づき、子どもに関わる様々な主体が、子どもの力を知り、子どもを信じ、子育てを支えるための理念、果たすべき役割等を意識し、子どもの権利を保障するとともに、子どもが、年齢や発達段階に応じて主体的に参画できる「共創」によるまちづくりを進めることを目的とします。

## (定義)

第2条 この条例における、以下にある用語の意味は、次のとおりとします。

- (1) 子ども おおむね18歳未満の人をいいます。
- (2) おとな おおむね18歳以上の人をいいます。
- (3) 保護者 親又は親に代わって子どもを養育する人をいいます。
- (4) 市民等 阪南市に住んでいる、阪南市の学校に通っている又は阪南市の会社等で働いている人、並びに阪南市内において事業を営む人など、阪南市に関わりのある人をいいます。
- (5) 地域社会 子どもが生活する場所、自宅や学校があるところ、公園、近所

の飲食店などの生活に必要な施設等及び、そこで暮らす人たちとの交流やつながりのあるところをいいます。

- (6) 学校園等 阪南市にある学校、幼稚園、保育所その他子どもが育ち、学び、遊び、活動するために利用する施設、またその団体やその関係者をいいます。

## 第2章 子どもの権利

(子どもの権利の4つの柱)

第3条 この章に規定する権利は、子どもが一人の人間として生まれながらに持っている特に大切な権利として保障されます。

(生きる権利)

第4条 子どもが、安全に安心して生きるため、次のことを権利として保障します。

- (1) いのち、心や体が大切にされ、自分らしく生きること。
- (2) 心や体に障がいがあっても、個性や誇りが傷つけられず生活を送ること。
- (3) おとなと同様、権利を持つ一人の人として尊重され、その権利が守られること。

(育つ権利)

第5条 子どもが、のびのびと豊かに育つため、次のことを権利として保障します。

- (1) 保護者などから自分の成長にあった適切な支援を受け、心も体も健やかに育てられ、育つこと。
- (2) 自由に遊んだり、辛い時には休んだりすることができるとともに、自然、文化、芸術、スポーツに親しむことができること。
- (3) 必要な教育を受け、自分の心や体の持つ力を伸ばすこと。

(守られる権利)

第6条 子どもが、自らの心と体を守り、また、守られるために、次のことを権利として保障します。

- (1) 虐待やいじめ、あらゆる暴力等、権利が侵害されるどんな扱いからも

まも  
守られること。

- (2) 多様な生き方が認められ、誰からも幸せを奪われないでいること。
- (3) 知られたくないことを秘密にでき、また自分の信用や評判を傷つけられないこと。

(参加する権利)

第7条 子どもは、自分たちにかかわることについて考えたことを伝え、参加するために、次のことを権利として保障します。

- (1) 自分の意見や考えを色々な方法で自由に表したり、伝えたりすること。
- (2) 仲間とともにグループを作り、集まり、活動すること。
- (3) 年齢や発達段階に応じて社会に参画し、意見が活かされる機会があること。

第3章 子どもの権利の保障

(子どもの役割)

第8条 子どもは、子ども自身の役割として、次のことに努めます。

- (1) 自分たちにある権利について学び、知ること。
- (2) 自分と同じように他の人の権利も大切にすること。
- (3) 互いの考えや個性を大切にし、多様な意見や考えを認めること。
- (4) 思いやりを持って行動し、だれも傷つけないよう、互いに許し合える関係を築くこと。
- (5) 自分の考えや意見を積極的に表現すること。

(おとなの役割)

第9条 おとなは、子どもを育む社会全体の一員として、次のことに努めます。

- (1) 子どもの権利について理解し、子どもが、権利の主体として尊重されるものであることを認識すること。
- (2) 子どもが安全で安心して暮らし、成長できるよう温かく見守り、相互に相談・協力し合うこと。
- (3) 子どもが社会の決まりを守り、他者の権利を尊重し、自分と同様他者を

## 【資料2-2】

大切に<sup>たいせつ</sup>する<sup>する</sup>心<sup>こころ</sup>を<sup>を</sup>育<sup>はぐく</sup>める<sup>める</sup>よう<sup>よう</sup>見<sup>み</sup>本<sup>ほん</sup>とな<sup>なり</sup>、また、支<sup>し</sup>援<sup>えん</sup>する<sup>する</sup>こと。

(4) 子<sup>こ</sup>どもが<sup>が</sup>様<sup>さま</sup>々<sup>々</sup>な<sup>な</sup>経<sup>けい</sup>験<sup>けん</sup>を<sup>を</sup>積<sup>つ</sup>み<sup>み</sup>重<sup>かさ</sup>ね、社<sup>しゃ</sup>会<sup>かい</sup>的<sup>てき</sup>に<sup>に</sup>自<sup>じ</sup>立<sup>り</sup>して<sup>して</sup>い<sup>い</sup>く<sup>く</sup>主<sup>しゅ</sup>体<sup>たい</sup>性<sup>せい</sup>を<sup>を</sup>育<sup>はぐく</sup>む<sup>む</sup>こと。

(5) 子<sup>こ</sup>どもが<sup>が</sup>自<sup>じ</sup>分<sup>ぶん</sup>ら<sup>ら</sup>しく<sup>く</sup>生<sup>い</sup>き<sup>き</sup>ら<sup>ら</sup>れる<sup>る</sup>よう<sup>よう</sup>、多<sup>た</sup>様<sup>よう</sup>な<sup>な</sup>価<sup>か</sup>値<sup>ち</sup>観<sup>かん</sup>を<sup>を</sup>認<sup>みと</sup>め<sup>め</sup>合<sup>あ</sup>え<sup>え</sup>る<sup>る</sup>社<sup>しゃ</sup>会<sup>かい</sup>を<sup>を</sup>築<sup>きず</sup>く<sup>く</sup>こと。

(保護<sup>ほご</sup>者<sup>しゃ</sup>の<sup>やくわり</sup>役<sup>やくわり</sup>割<sup>わり</sup>)

第<sup>だい</sup>10<sup>じゅう</sup>条<sup>じょう</sup> 保<sup>ほご</sup>護<sup>しゃ</sup>者<sup>は</sup>は、子<sup>こ</sup>ども<sup>ども</sup>の<sup>の</sup>養<sup>よう</sup>育<sup>いく</sup>と<sup>と</sup>発<sup>は</sup>達<sup>たつ</sup>に<sup>に</sup>大<sup>おほ</sup>き<sup>き</sup>な<sup>な</sup>責<sup>せき</sup>任<sup>にん</sup>を<sup>を</sup>負<sup>お</sup>う<sup>う</sup>もの<sup>もの</sup>と<sup>として</sup>、次<sup>つぎ</sup>の<sup>の</sup>こ<sup>こと</sup>に<sup>に</sup>努<sup>つと</sup>め<sup>め</sup>ま<sup>ます</sup>す。

(1) 子<sup>こ</sup>ども<sup>ども</sup>の<sup>の</sup>健<sup>すこ</sup>や<sup>や</sup>か<sup>か</sup>な<sup>な</sup>成<sup>せい</sup>長<sup>ちやう</sup>に<sup>に</sup>お<sup>お</sup>い<sup>い</sup>て、大<sup>おほ</sup>き<sup>き</sup>な<sup>な</sup>責<sup>せき</sup>任<sup>にん</sup>を<sup>を</sup>認<sup>にん</sup>識<sup>しき</sup>し、子<sup>こ</sup>ども<sup>ども</sup>が<sup>が</sup>安<sup>あん</sup>全<sup>ぜん</sup>で<sup>で</sup>安<sup>あん</sup>心<sup>しん</sup>して<sup>して</sup>成<sup>せい</sup>長<sup>ちやう</sup>で<sup>で</sup>き<sup>き</sup>る<sup>る</sup>よう<sup>よう</sup>環<sup>かん</sup>境<sup>きやう</sup>を<sup>を</sup>整<sup>と</sup>と<sup>と</sup>の<sup>の</sup>養<sup>よう</sup>育<sup>いく</sup>す<sup>す</sup>こと。

(2) 子<sup>こ</sup>ども<sup>ども</sup>が<sup>が</sup>自<sup>じ</sup>分<sup>ぶん</sup>の<sup>の</sup>気<sup>き</sup>持<sup>も</sup>ち<sup>ち</sup>や<sup>や</sup>考<sup>かん</sup>え<sup>え</sup>を<sup>を</sup>話<sup>は</sup>な<sup>な</sup>す<sup>す</sup>際<sup>さい</sup>に<sup>に</sup>は、最<sup>さい</sup>後<sup>ご</sup>ま<sup>ま</sup>で<sup>で</sup>聴<sup>き</sup>き<sup>き</sup>と<sup>と</sup>り、受<sup>う</sup>け<sup>け</sup>止<sup>と</sup>め、話<sup>は</sup>な<sup>な</sup>あ<sup>あ</sup>ひ<sup>ひ</sup>合<sup>あ</sup>う<sup>う</sup>こ<sup>こと</sup>。

(3) 子<sup>こ</sup>ども<sup>ども</sup>の<sup>の</sup>個<sup>こ</sup>性<sup>せい</sup>や<sup>や</sup>考<sup>かん</sup>え<sup>え</sup>を<sup>を</sup>認<sup>みと</sup>め、子<sup>こ</sup>ども<sup>ども</sup>の<sup>の</sup>育<sup>そだ</sup>ち<sup>ち</sup>力<sup>ちから</sup>を<sup>を</sup>信<sup>しん</sup>じ、励<sup>はげ</sup>ま<sup>ま</sup>す<sup>す</sup>こ<sup>こと</sup>。

(4) 困<sup>こま</sup>った<sup>た</sup>と<sup>と</sup>き<sup>き</sup>は<sup>は</sup>一<sup>ひとり</sup>人<sup>にん</sup>で<sup>で</sup>不<sup>ふ</sup>安<sup>あん</sup>等<sup>とう</sup>を<sup>を</sup>抱<sup>かか</sup>え<sup>え</sup>込<sup>こ</sup>ま<sup>ま</sup>ず、周<sup>しゅう</sup>圍<sup>い</sup>に<sup>に</sup>必<sup>ひつ</sup>要<sup>よう</sup>な<sup>な</sup>相<sup>そう</sup>談<sup>だん</sup>や<sup>や</sup>協<sup>きょう</sup>力<sup>りよく</sup>を<sup>を</sup>求<sup>もと</sup>め<sup>め</sup>る<sup>る</sup>こ<sup>こと</sup>。

(学<sup>がっこう</sup>校<sup>えんとう</sup>等<sup>の</sup>役<sup>やくわり</sup>割<sup>わり</sup>)

第<sup>だい</sup>11<sup>じゅう</sup>条<sup>じょう</sup> 学<sup>がっこう</sup>校<sup>えんとう</sup>等<sup>は</sup>は、子<sup>こ</sup>ども<sup>ども</sup>の<sup>の</sup>教<sup>きょう</sup>育<sup>いく</sup>・保<sup>ほ</sup>育<sup>いく</sup>等<sup>は</sup>に<sup>に</sup>関<sup>かん</sup>わ<sup>わ</sup>る<sup>る</sup>もの<sup>もの</sup>と<sup>として</sup>、次<sup>つぎ</sup>の<sup>の</sup>こ<sup>こと</sup>に<sup>に</sup>努<sup>つと</sup>め<sup>め</sup>ま<sup>ます</sup>す。

(1) 子<sup>こ</sup>ども<sup>ども</sup>が<sup>が</sup>安<sup>あん</sup>心<sup>しん</sup>して<sup>して</sup>過<sup>す</sup>ご<sup>ご</sup>せ<sup>せ</sup>る<sup>る</sup>居<sup>い</sup>場<sup>ば</sup>所<sup>しょ</sup>と<sup>と</sup>なる<sup>る</sup>こ<sup>こと</sup>。

(2) 集<sup>しゅう</sup>団<sup>だん</sup>生<sup>せい</sup>活<sup>かつ</sup>や<sup>や</sup>学<sup>がく</sup>習<sup>しゅう</sup>活<sup>かつ</sup>動<sup>どう</sup>等<sup>とう</sup>を<sup>を</sup>通<sup>つう</sup>じ、必<sup>ひつ</sup>要<sup>よう</sup>な<sup>な</sup>社<sup>しゃ</sup>会<sup>かい</sup>性<sup>せい</sup>や<sup>や</sup>学<sup>がく</sup>力<sup>りよく</sup>、主<sup>しゅ</sup>体<sup>たい</sup>的<sup>てき</sup>に<sup>に</sup>考<sup>かん</sup>え<sup>え</sup>行<sup>こう</sup>動<sup>どう</sup>す<sup>す</sup>こ<sup>こと</sup>な<sup>な</sup>ど<sup>ど</sup>の<sup>の</sup>ゆ<sup>ゆ</sup>た<sup>た</sup>か<sup>か</sup>に<sup>に</sup>生<sup>い</sup>きる<sup>る</sup>力<sup>ちから</sup>を<sup>を</sup>身<sup>み</sup>につ<sup>つ</sup>け<sup>け</sup>ら<sup>ら</sup>れる<sup>る</sup>よう<sup>よう</sup>支<sup>し</sup>援<sup>えん</sup>す<sup>す</sup>こ<sup>こと</sup>。

(3) 子<sup>こ</sup>ども<sup>ども</sup>が<sup>が</sup>主<sup>しゅ</sup>体<sup>たい</sup>的<sup>てき</sup>に<sup>に</sup>話<sup>は</sup>な<sup>な</sup>あ<sup>あ</sup>ひ<sup>ひ</sup>合<sup>あ</sup>う<sup>う</sup>機<sup>き</sup>会<sup>かい</sup>を<sup>を</sup>設<sup>もう</sup>け<sup>け</sup>る<sup>る</sup>こ<sup>こと</sup>。

(4) 子<sup>こ</sup>ども<sup>ども</sup>に<sup>に</sup>と<sup>と</sup>つ<sup>つ</sup>て<sup>て</sup>拭<sup>ぬぐ</sup>え<sup>え</sup>な<sup>な</sup>い<sup>い</sup>傷<sup>きず</sup>と<sup>と</sup>なる<sup>る</sup>虐<sup>ぎやく</sup>待<sup>たい</sup>、い<sup>い</sup>じ<sup>じ</sup>め、体<sup>たい</sup>罰<sup>ばつ</sup>等<sup>とう</sup>の<sup>の</sup>防<sup>ぼう</sup>止<sup>し</sup>、早<sup>そう</sup>期<sup>き</sup>発<sup>はつ</sup>見<sup>けん</sup>、解<sup>かい</sup>決<sup>けつ</sup>に<sup>に</sup>向<sup>む</sup>け、関<sup>かん</sup>係<sup>けい</sup>機<sup>き</sup>関<sup>かん</sup>と<sup>と</sup>連<sup>れん</sup>携<sup>けい</sup>し、取<sup>と</sup>り<sup>と</sup>組<sup>く</sup>む<sup>む</sup>こ<sup>こと</sup>。

(地<sup>ち</sup>域<sup>いき</sup>社<sup>しゃ</sup>会<sup>かい</sup>の<sup>やくわり</sup>役<sup>やくわり</sup>割<sup>わり</sup>)

第<sup>だい</sup>12<sup>じゅう</sup>条<sup>じょう</sup> 地<sup>ち</sup>域<sup>いき</sup>社<sup>しゃ</sup>会<sup>かい</sup>は、家<sup>か</sup>庭<sup>てい</sup>に<sup>に</sup>お<sup>お</sup>け<sup>け</sup>る<sup>る</sup>子<sup>こ</sup>育<sup>そだ</sup>て<sup>て</sup>を<sup>を</sup>補<sup>ほ</sup>完<sup>かん</sup>す<sup>す</sup>る<sup>る</sup>場<sup>ば</sup>所<sup>しょ</sup>と<sup>と</sup>して、次<sup>つぎ</sup>の<sup>の</sup>こ<sup>こと</sup>に<sup>に</sup>努<sup>つと</sup>め<sup>め</sup>ま<sup>ます</sup>す。

## 【資料2-2】

- (1) 地域の中で子どもが健やかに成長できるよう、安全で安心な地域環境をつくること。
- (2) 子どもの気持ちや考えを大切に、あいさつを交わす等、温かく見守ること。
- (3) 子どもが地域とのつながりを感じ、郷土愛を育めるよう、多様な世代が関わる催し等では、協働にて取り組むこと。

### (市の役割)

第13条 市は、子どもの権利を保障し、子どもの最善の利益のために、次のことに努めます。

- (1) 前5条に掲げる主体が、それぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うこと。
- (2) 子どもに関わる施策を効果的に実施できるよう、保護者、学校園等、地域社会の連携を促進すること。
- (3) 子どもに関わる施策を総合的かつ計画的に実施できるよう、調整すること。

### 第4章 子どもに関わる施策の推進

#### (子ども・子育て当事者等の意見の反映)

第14条 市、保護者、学校園等及び地域社会は、子どもや子育てに係る施策について、子どもの最善の利益につながるよう、子ども・子育て当事者等の意見を聞き取る機会の充実を図ります。

#### (子育て家庭への支援)

第15条 市、学校園等及び地域社会は、保護者が安心して子育てをすることができるよう、その家庭の状況に応じ必要な支援を行います。

#### (子どもの安全・安心を守る取組)

第16条 市、保護者、学校園等及び地域社会は、全ての子どもの養育環境等全般について継続的に実態把握に努め、一人ひとりの子どもが抱える課題が深刻化することのないよう支援の充実を図ります。

#### (相談支援体制の充実)

第17条 市、保護者、学校園等及び地域社会は、子どもが、自分の成長の

## 【資料2-2】

段階、置かれた環境等に応じた問題や悩みについて相談できる場を設定し、プライバシーを保護し、適切に支援できるよう相談支援体制の充実を図ります。

(障がい児等多様な子どもたちへの対応)

第18条 市及び学校園等は、どのような発達、思想、表現を持っていても権利を保障し、また、権利が保障されることを周知・啓発するとともに、孤立を予防するため、仲間と出会うことができる場やマイノリティの子どもたちを支援するネットワーク等について広く周知します。

(子どもの貧困対策)

第19条 市は、事業所や関係諸機関、学校等と緊密に連携し、貧困の状況にある子どもについて把握し、生活に関する支援を行う等必要な施策を講じます。

(虐待等からの救済)

第20条 市、保護者、学校園等及び地域社会は、関係機関と連携し、子どもの虐待、いじめ等の予防及び早期発見・早期支援に取り組みます。

(関係諸機関との連携)

第21条 市、保護者、学校園等及び地域社会は、子どもに関わる事柄について、必要に応じて関係機関との連携を図り、協働にて実施します。

(周知・啓発)

第22条 市は、この条例についての市民の関心や理解を深めるため、必要な広報及び啓発を行います。

### 第5章 雑則

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

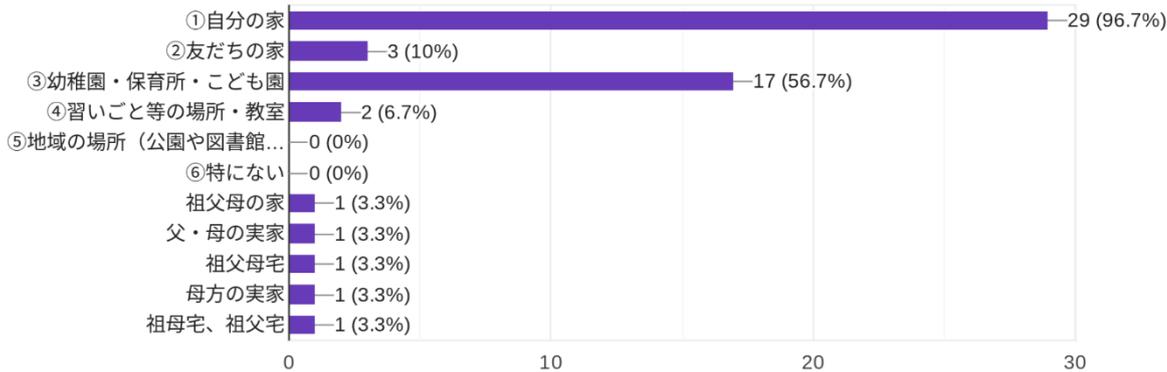
この条例は、令和6年 年 日から施行する。

Memo欄

気づかれたことや思うこと

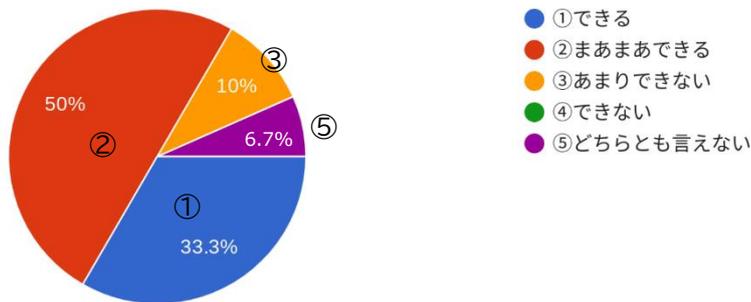
(1) お子さまが、安心できる場所はどこでしょうか。（※複数回答可）

30件の回答



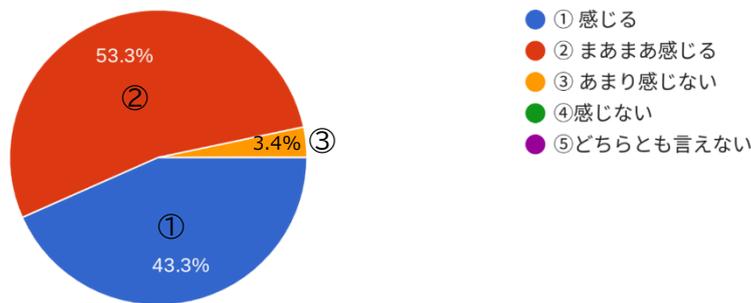
(2) お子さまは、友だちや周りの大人に自分の意見や考えを、相手に伝えることができますか。

30件の回答



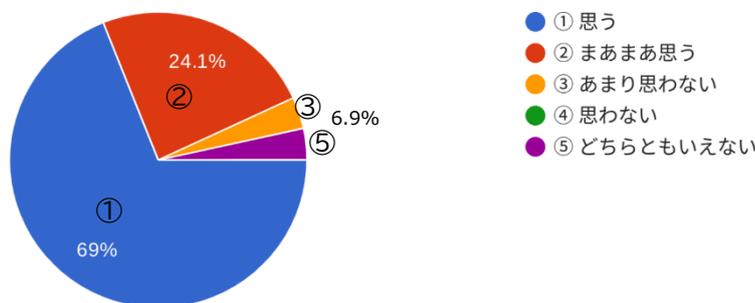
(3) こどもたちの意見や考えは、友だちや周りの大人に大切にされていると感じますか。

30件の回答



(4) お子さまは、自分自身を大切にしていると思いますか。

29件の回答

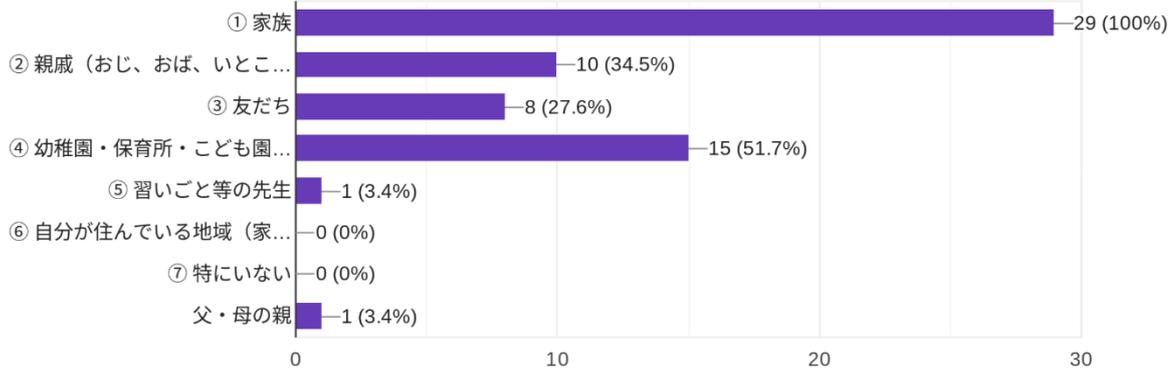


## Memo欄

気づかれたことや思うこと

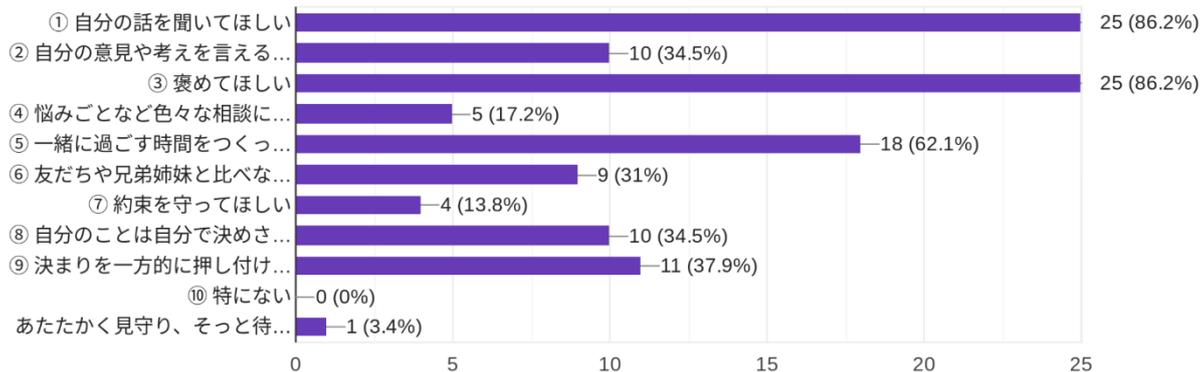
(5) お子さまが、困ったときや悩んだときに、相談できる人は誰ですか。(※複数回答可)

29件の回答



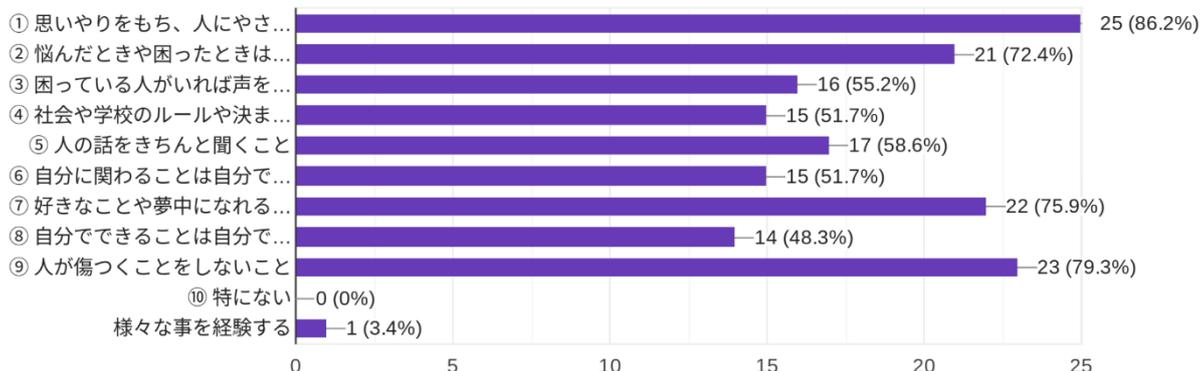
(6) こどもたちが、周りにいる大人にしてほしい...いことはどれだと思いますか。(※複数回答可)

29件の回答



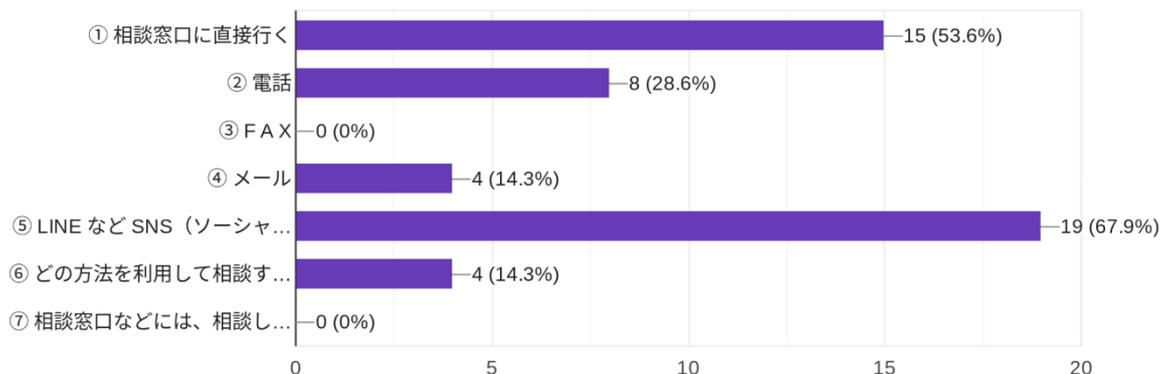
(7) こどもたちみんなが、自分らしく笑顔でいる...きることは何だと思いますか。(※複数回答可)

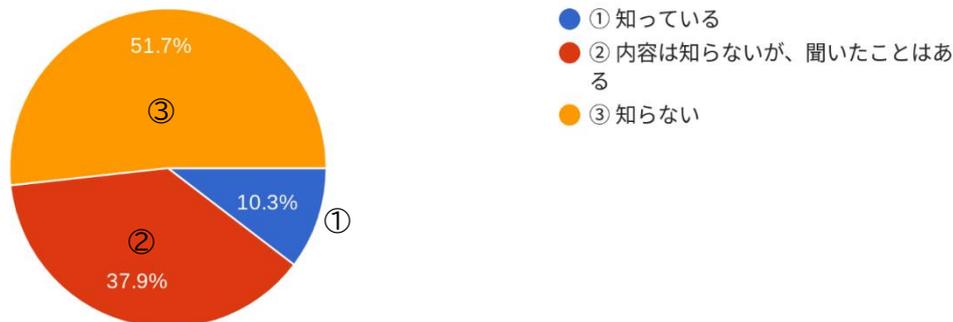
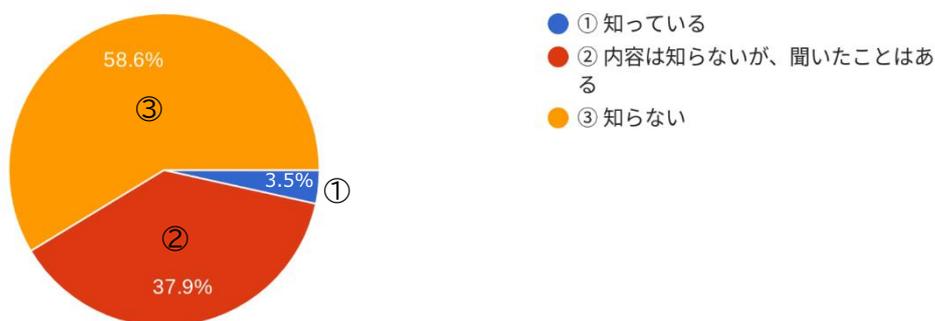
29件の回答



(8) あなたが困ったときや悩んだときに、身近に...どの方法を利用したいですか。(※複数回答可)

28件の回答



Memo欄  
気づかれたことや思うこと(9) あなたは、国連が定めている、「児童の権利...こどもの権利条約)」について知っていますか。  
29件の回答(10) 日本の法律としてできた「こども基本法」について知っていますか。  
29件の回答

(11) 今回、このようなアンケートについて回答を記入するにあたり、考えたことや感じたことは。

- ようやく阪南市も子どもの権利にとりくんでいくのかと思っている。とりくむからには子どもにばかり何かを求めるのではなく、先生たち自身が子どもの権利を学び、子どもにとりくんでほしいです。何かを子どもが提案した時にうちの子は、「することは先生が決めます」と言われて帰ってきました。カリキュラムを子どもと共に考えていくことができる先生が増えてくれることを願っています。
- (6)・(7)は、“世の子どもに対して”なのか、“自分の子どもに対して”なのかわからない。わかりにくい。
- 子どもと相談しながら記入しましたが、まだ幼稚園児なので(6)(7)の設問は難しかったようです。
- 子どもたちがより過ごしやすい、住み良い環境になっていけば良いな、と心から願ってその様に行動していきたいなと感じました。
- 親視点にばらつきがあるので多数が正しい答えを導けると思えない。

## (仮称) 阪南市こどもの権利に関する条例制定に係るアンケート

こんにちは。今、阪南市では、こどもたちみんなが自分らしく笑顔でいるために、「(仮称) 阪南市に関する条例」という決まりをつくっています。

このアンケートは、みなさんのお子さまが、ふだん、どんな思いで過ごしているのかを知り、「(仮称) 阪南市こどもの権利に関する条例」をよりよいものとするための参考として役立てるものです。このアンケートには名前を書きませんので、だれが書いたのかわかりません。ぜひ、お子さまの立場になったつもりで、みなさんのお子さまの声を聞かせてください。ご協力をお願いします。

### 回答の仕方

- ◆名前を書く必要はありません。
- ◆思ったとおりに答えてください。答えられない質問は答える必要はありません。あてはまる番号に○をしてください。答えに迷うときは一番近いものに○をしてください。
- ◆「その他(自由に書いてください)」と書いてあるものを選んだときは、線の上に、お子さまの立場になって、気持ちや考えを自由に書いてください。

(1) お子さまが、安心できる場所はどこでしょうか。(※複数回答可)

- ① 自分の家                      ⑤ 地域の場所(公園や図書館、集会所など)
- ② 友だちの家                    ⑥ 特にない
- ③ 幼稚園・保育所・こども園   ⑦ その他(自由に書いてください)
- ④ 習いごと等の場所・教室

(2) お子さまは、友だちや周りの大人に自分の意見や考えを、相手に伝えることができますか。

- ① できる                              ④ できない
- ② まあまあできる                ⑤ どちらともいえない
- ③ あまりできない

(3) こどもたちの意見や考えは、友だちや周りの大人に大切にされていると感じますか。

- ① 感じる                              ④ 感じない
- ② まあまあ感じる                ⑤ どちらともいえない
- ③ あまり感じない

(4) お子さまは、自分自身を大切にしていると思いますか。

- ① 思う                                  ④ 思わない
- ② まあまあ思う                    ⑤ どちらともいえない
- ③ あまり思わない

(5) お子さまが、困ったときや悩んだときに、相談できる人は誰ですか。

(※複数回答可)

- ① 家族                                  ⑤ 習いごと等の先生
- ② 親戚(おじ、おば、いとこなど)   ⑥ 自分が住んでいる地域(家や学校近く)の人
- ③ 友だち                                ⑦ 特にない
- ④ 幼稚園・保育所・こども園の先生   ⑧ その他(自由に書いてください)

(6) こどもたちが、周りにいる大人にしてほしいことや、分かってほしいことはどれだと思いますか。(※複数回答可)

- |                              |                       |
|------------------------------|-----------------------|
| ① 自分の話を聞いてほしい                | ⑦ 約束を守ってほしい           |
| ② 自分の意見や考えを言える機会(時間)をつくってほしい |                       |
| ③ 褒めてほしい                     | ⑧ 自分のことは自分で決めさせてほしい   |
| ④ 悩みごとなど色々な相談に乗ってほしい         | ⑨ 決まりを一方向的に押し付けないでほしい |
| ⑤ 一緒に過ごす時間をつくってほしい           | ⑩ 特にない                |
| ⑥ 友だちや兄弟姉妹と比べないでほしい          | ⑪ その他(自由に書いてください)     |

(7) こどもたちみんなが、自分らしく笑顔でいるために、大切なこと・こども自身ができることは何だと思いますか。(※複数回答可)

- |                             |                       |
|-----------------------------|-----------------------|
| ① 思いやりをもち、人にやさしくすること        | ⑦ 好きなことや夢中になれるものをもつこと |
| ② 悩んだときや困ったときは誰かに相談する       | ⑧ 自分でできることは自分ですること    |
| ③ 困っている人がいれば声をかけること         | ⑨ 人が傷つくことをしないこと       |
| ④ 社会や学校のルールや決まりを守ること        | ⑩ 特にない                |
| ⑤ 人の話をきちんと聞くこと              | ⑪ その他(自由に書いてください)     |
| ⑥ 自分に関わることは自分で考え、意見や考えを言うこと |                       |

※以下の質問は、保護者のみなさん自身のお考えをお聞かせください。

(8) あなたが困ったときや悩んだときに、身近に直接相談できる相手がない場合、以下の相談窓口を利用するとしたら、どの方法を利用したいですか。(※複数回答可)

- |           |                                 |
|-----------|---------------------------------|
| ① 相談窓口に行く | ⑤ LINE など SNS (ソーシャルネットワークサービス) |
| ② 電話      | ⑥ どの方法を利用して相談すればよいか、まだわからない。    |
| ③ FAX     | ⑦ 相談窓口などには、相談したいと思わない。          |
| ④ メール     | ⑧ その他(自由に書いてください)               |

(9) あなたは、国連が定めている、「児童の権利に関する条約(こどもの権利条約)」について知っていますか。

- ① 知っている    ② 内容は知らないが、聞いたことはある    ③ 知らない

(10) 日本の法律としてできた「こども基本法」について知っていますか。

- ① 知っている    ② 内容は知らないが、聞いたことはある    ③ 知らない

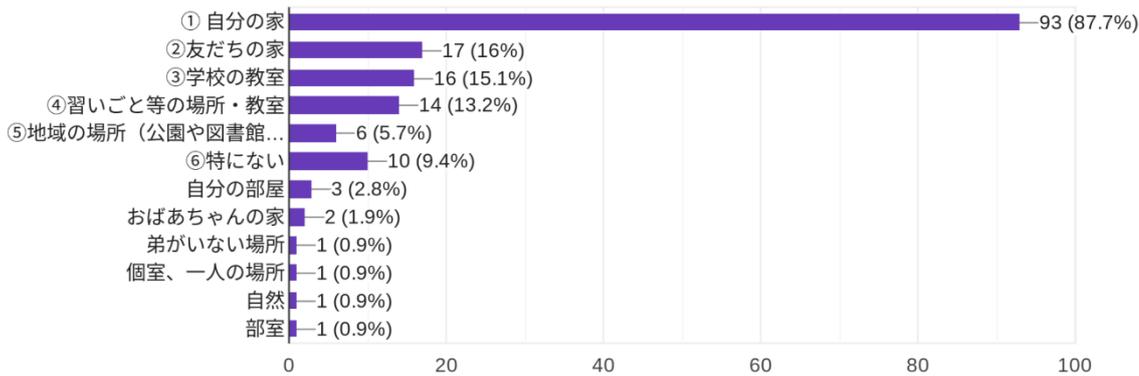
(11) (回答は任意) 今回、このようなアンケートについて回答を記入するにあたり、考えたことや感じたことがございましたら、お書きください。

Memo欄

気づかれたことや思うこと

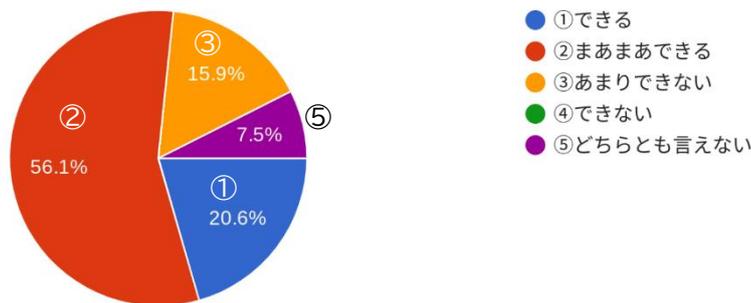
(1) あなたにとって安心できる場所はどこですか。(※複数回答可)

106件の回答



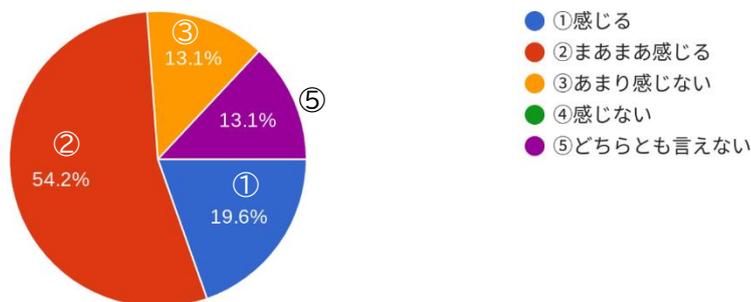
(2) あなたの意見や考えを、友だちや周りの大人にはっきり伝えることができますか。

107件の回答



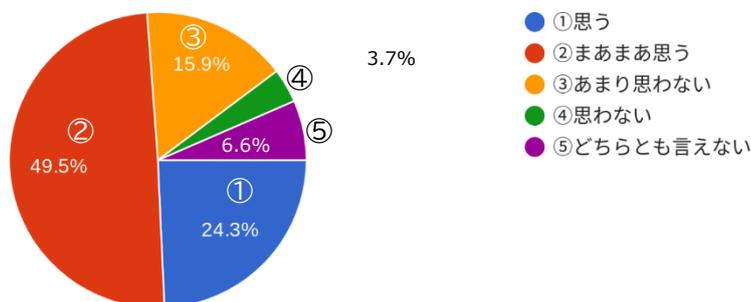
(3) あなたの意見や考えは、友だちや周りの大人に大切にされていると感じますか。

107件の回答



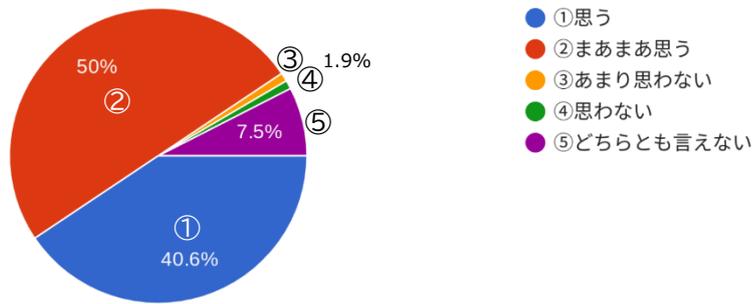
(4) あなたは自分自身を大切にしていますか。

107件の回答



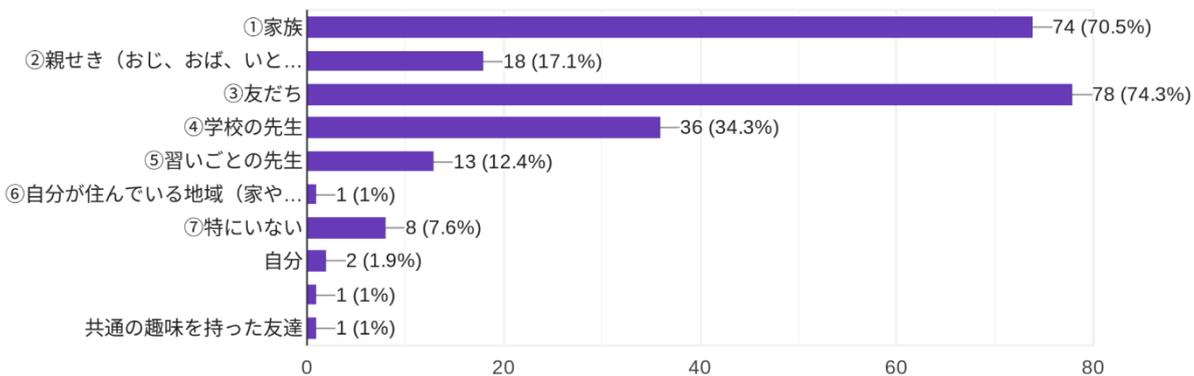
(5) あなたは友だちや周りの人等、他の人を大切にしていると思いますか。

106件の回答



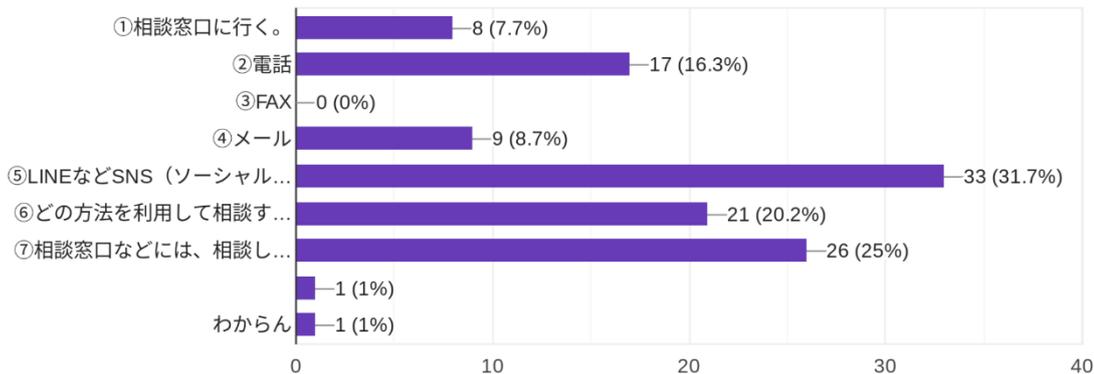
(6) あなたが困ったときや悩んだときに、相談できる人は誰ですか。(※複数回答可)

105件の回答



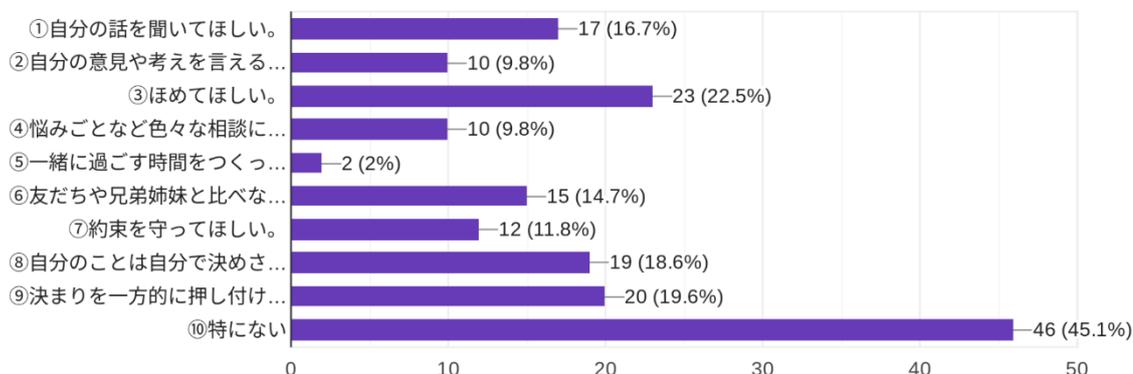
(7) あなたが困ったときや悩んだときに、身近に...どの方法を利用したいですか。(※複数回答可)

104件の回答



(8) あなたは、周りにいる大人にしてほしいこと...ってほしいことはありますか。(※複数回答可)

102件の回答

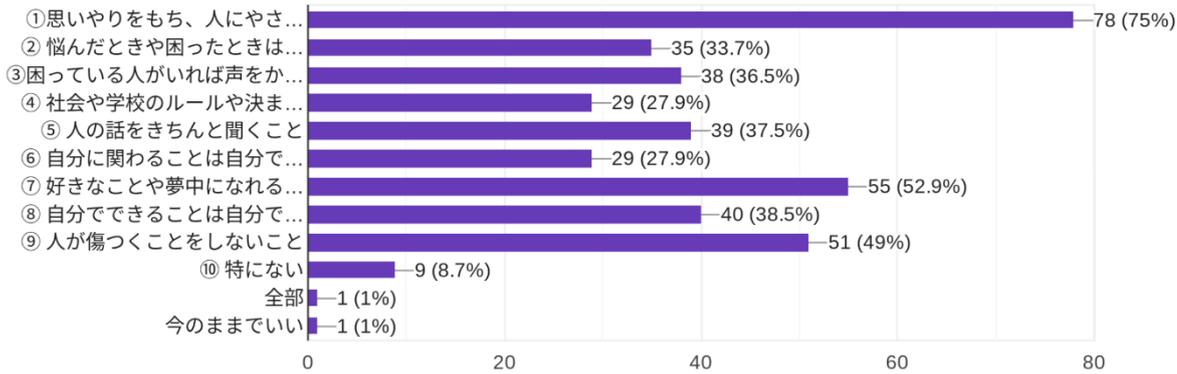


Memo欄

気づかれたことや思うこと

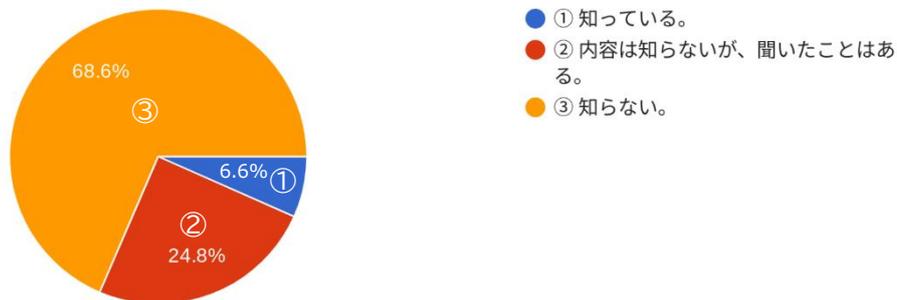
(9) みんなが自分らしく笑顔でいるために、あな...自分にできることは何ですか。(※複数回答可)

104件の回答



(10) 国連が定めている、「児童の権利に関する...こどもの権利条約)」について知っていますか。

105件の回答



(11) 日本の法律としてできた「こども基本法」について知っていますか。

106件の回答



## (仮称) 阪南市こどもの権利に関する条例制定に係るアンケート

みなさん、こんにちは。今、阪南市では、みんなが自分らしく笑顔でいるために、「(仮称) 阪南市こどもの権利に関する条例」という決まりをつくっています。

このアンケートは、みなさんが、ふだん、どんな思いで過ごしているのかを知り、「(仮称) 阪南市こどもの権利に関する条例」をよりよいものとするための参考として役立てるものです。このアンケートには名前を書かないので、だれが書いたのかわかりません。思っていることを安心して書いてください。ぜひ、みなさんの声を聞かせてください。ご協力をお願いします。

### 回答の仕方

- ◆名前を書く必要はありません。
- ◆正解や間違いはありません。思ったとおりに答えてください。答えられない質問には答える必要はありません。あてはまる番号に○をしてください。答えに迷うときは一番近いものに○をしてください。
- ◆「その他(自由に書いてください)」と書いてあるものを選んだときは、線の上にあなたの気持ちや考えを自由に書いてください。

(1) あなたにとって安心できる場所はどこですか。(※複数回答可)

- ① 自分の家                      ⑤ 地域の場所(公園や図書館、集会所など)
- ② 友だちの家                    ⑥ 特にない
- ③ 学校の教室                   ⑦ その他(自由に書いてください)
- ④ 習いごと等の場所・教室

(2) あなたの意見や考えを、友だちや周りの大人にはっきり伝えることができますか。

- ① できる                              ④ できない
- ② まあまあできる                ⑤ どちらともいえない
- ③ あまりできない

(3) あなたの意見や考えは、友だちや周りの大人に大切にされていると感じますか。

- ① 感じる                              ④ 感じない
- ② まあまあ感じる                ⑤ どちらともいえない
- ③ あまり感じない

(4) あなたは自分自身を大切にしていると思いますか。

- ① 思う                                  ④ 思わない
- ② まあまあ思う                   ⑤ どちらともいえない
- ③ あまり思わない

(5) あなたは友だちや周りの人等、他の人を大切にしていると思いますか。

- ① 思う                                  ④ 思わない
- ② まあまあ思う                   ⑤ どちらともいえない
- ③ あまり思わない

(6) あなたが困ったときや悩んだときに、相談できる人は誰ですか。(※複数回答可)

- ① 家族
- ② 親戚(おじ、おば、いとこなど)
- ③ 友だち
- ④ 学校の先生
- ⑤ 習いごと等の先生
- ⑥ 自分が住んでいる地域(家や学校近く)の人
- ⑦ 特にいない
- ⑧ その他(自由に書いてください)

(7) あなたが困ったときや悩んだときに、身近に直接相談できる相手がいない場合、以下の相談窓口を利用するとしたら、どの方法を利用したいですか。(※複数回答可)

- ① 相談窓口に行く
- ② 電話
- ③ FAX
- ④ メール
- ⑤ LINE など SNS (ソーシャルネットワークサービス)
- ⑥ どの方法を利用して相談すればよいか、まだわからない。
- ⑦ 相談窓口などには、相談したいと思わない。
- ⑧ その他(自由に書いてください)

(8) あなたは、周りにいる大人にしてほしいことや分かってほしいことはありますか。(※複数回答可)

- ① 自分の話を聞いてほしい
- ② 自分の意見や考えを言える機会(時間)をつくらせてほしい
- ③ ほめてほしい
- ④ 悩みごとなど色々な相談に乗ってほしい
- ⑤ 一緒に過ごす時間をつくらせてほしい
- ⑥ 友だちや兄弟姉妹と比べないでほしい
- ⑦ 約束を守ってほしい
- ⑧ 自分のことは自分で決めさせてほしい
- ⑨ 決まりを一方向的に押し付けないでほしい
- ⑩ 特にない
- ⑪ その他(自由に書いてください)

(9) みんなが自分らしく笑顔でいるために、あなたが大切にしたいこと・自分にできることは何ですか。(※複数回答可)

- ① 思いやりをもち、人にやさしくすること
- ② 悩んだときや困ったときは誰かに相談する
- ③ 困っている人がいれば声をかけること
- ④ 社会や学校のルールや決まりを守ること
- ⑤ 人の話をきちんと聞くこと
- ⑥ 自分に関わることは自分で考え、意見や考えを言うこと
- ⑦ 好きなことや夢中になれるものをもつこと
- ⑧ 自分でできることは自分ですること
- ⑨ 人が傷つくことをしないこと
- ⑩ 特にない
- ⑪ その他(自由に書いてください)

(10) 国連が定めている、「児童の権利に関する条約(こどもの権利条約)」について知っていますか。

- ① 知っている
- ② 内容は知らないが、聞いたことはある
- ③ 知らない

(11) 日本の法律としてできた「こども基本法」について知っていますか。

- ① 知っている
- ② 内容は知らないが、聞いたことはある
- ③ 知らない